

解説

国際公会計基準審議会
(IPSASB)

コンサルテーション・ペーパー

「戦略及び作業計画2024-2028」

の解説

公会計委員会政府会計専門委員会専門委員長
公認会計士

たかはし ひろのぶ

高橋 宏延

公会計委員会政府会計専門委員会副専門委員長
公認会計士

なか ゆかこ

仲 友佳子

本稿では、2023年10月に国際公会計基準審議会 (IPSASB) より公表されたコンサルテーション・ペーパー「戦略及び作業計画2024-2028」(以下「戦略CP」という。)について解説する。

1 戦略CPの位置付け

IPSASBの活動は、各国の利害関係者の意見を反映した中期計画(戦略及び作業計画)に基づいて行われている。現行の中期計画は、2019年2月に公表¹され、2019年から2023年の5年間の計画範囲としている。現行の中期計画に基づく各プロジェクトは、いずれも完了又は着手済みである。

このたび公表された戦略CPは、2024年から5年間のIPSASBの活動について新しい中期計画を提案し、各国の利害関係者から幅広く意見を募ることを目的としている。

戦略CPのコメント期限は2024年2月15日までである。本解説記事の公開はコメント期限後になる可能性があるが、ご容赦いただきたい。

2 IPSASBの新戦略

(1) 戦略目的

公的部門の財務報告ニーズの重点が、IPSASのメンテナンス及び国際公的部門サステナビリティ報告基準の開発にシフトしたため、以下のとおり戦略目的の改訂を提案している。

現行の戦略	戦略CPの新戦略案
発生主義IPSASの採用を増やすことで世界的に公共財政管理(PFM) ² を強化する。	発生主義IPSAS及び①国際公的部門サステナビリティ報告基準の採用と②適用の増加を通じて、③世界的に公共財政管理(PFM)と持続可能な開発を強化する。

新戦略案には、以下の考え方が反映されている。

- ① 発生主義IPSASに加えて、国際公的部門サステナビリティ報告基準も開発する。
- ② 基準の採用(adoption)だけでなく、適用(implementation)の増加を目指す³。
- ③ 公共財政管理(PFM)だけでなく、持続可能な開発⁴も世界的に強化する。

(2) 戦略目的を達成するための活動

(1)の戦略目的を達成するための主な活動として以下の2項目を提案している。

現行の戦略の活動	戦略CPの活動案
公的部門に向けたIPSAS及びその他の高品質な財務報告ガイダンスの開発と維持	国際基準の提供。公的部門の財務及びサステナビリティの報告基準の開発とメンテナンス
IPSAS及び発生主義採用の便益の認知度の向上	適用に向けた啓発。IPSASBの基準書及びその適用による便益の認知度の向上

現行の活動と比べると、以下の点が異なっている。

- 国際基準の提供に関する活動
 - サステナビリティ報告基準の開発とメンテナンスを追加した。
 - 「高品質」の文言を削除した。
- 適用に向けた啓発活動
 - 基準の採用(adoption)から踏み込んで、具体的な適用(implementation)を目指す(脚注3を参照)。

3 国際基準の提供に関する活動

(1) 公的部門の財務報告基準

IPSASBは、公的部門固有の報告上の課題に対処するために財務報告基準設定に注力している。2023年に、収益、移転費用、測定、有形固定資産などを扱う重要なIPSASが公表されたことで、IPSAS採用の障害となっていた基準書の不備はほぼ解消されている。

基準書が充実したことを踏まえ、次の中期計画期間では、財務報告基準の開発プロジェクトを新たに追加しないことを提案している。代わりに現行のIPSASのメンテナンス活動に注力し、利用者によるIPSAS適用に役立つようにすることを提案している。

メンテナンス活動の例として、次の2項目が提案されている。

- 適用パネル：小グループを設置して、国際会計基準審議会(IASB)の国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)やIFRS適用課題対応専門委員会(IFRS-IC)における検討事項のIPSASBでの取扱いを提案する。
- 適用後レビュー：公表後数年が経過したIPSAS(例えばIPSAS第42号「社会給付」)について、関係者からのフィードバックを踏まえ改訂する。

(2) 公的部門のサステナビリティ報告基準

IPSASBは2023年から、初の公的部門用のサステナビリティ報告基準「気候関連開示」の開発を進めている。資金・人員等の条件が満たされれば、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」と「天然資源-非財務開示」の開発にも順次着手する予定である。戦略CPは、これら3プロジェクトに加えて取り組むべきサステナビリティ報告の課題について、関係者の意見を求めている。

サステナビリティ報告基準の開発は、現行中期計画の当初公表時は予定されていなかったが、2021年に行った中間見直しの最終段階で、国際的なニーズの急速な高まりを背景として、急速取り組むとされた。戦略CPでは、サステナビリティ報告基準を開発することを明示している。

サステナビリティ報告基準の開発では、IPSASBの概念フレームワークを活用する。また、民間分野向けのサステナビリティ報告基準で先行しているIFRSサステナビリティ開示基準やGlobal Reporting Initiative (GRI)のガイダンス、国際統計ガイダンスなども最大限活用する。

4 適用に向けた啓発活動

発生主義に基づくより適切な会計処理及びサステナビリティ報告により、透明性とアカウンタビリティが向上し、意思決定のための有用な情報を提供できるようになるため、発生主義会計の適用は公共の利益に資する。IPSASBは引き続きその活動を通じて、財務報告に関するIPSASを推進するとともに、サステナビリティ報告基準の開発も行う予定である。

IPSASBは、発生主義による会計情報を最大限利用することにより、優れたPFMの基礎が構築され、また、サステナビリティ報告情報を最大限利用することで、確固たる持続可能な開発の基礎が提供されたと考えている。

財務報告基準とサステナビリティ報告基準の啓発活動として、例えば以下のような活動を行う。

認知度の向上	<ul style="list-style-type: none"> 適用に役立つスタッフQ&A等の文書を公表する。 国際会議や地域イベントに参加する。 各国のPFM関係者に幅広く働きかける。 基準書開発の作業グループや内部イベントに参加する。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

提携関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> 国際会計士連盟 (IFAC) や他の国際機関と連携して有用な資料を開発する。 地域イベントを通じて、各国・地域との関係を戦略的に構築する。 政府財政統計関係者や、他のサステナビリティ基準設定主体との協力関係を構築する。
各国・地域の取組みの支援	<ul style="list-style-type: none"> 基準書その他の文書、年次ハンドブックを作成・公表する。 教育・能力開発、適用上の課題について、各国組織と連携する。 財務報告やサステナビリティ報告について、経済協力開発機構 (OECD)、最高会計検査機関国際組織 (INTOSAI)、その他の国際機関又は地域の組織が後援するイベントに参加する。

<ul style="list-style-type: none"> IFRS第17号「保険契約」 IAS第34号「期中財務報告」 租税支出の会計処理 (開示プロジェクト) 財務報告におけるより適切なコミュニケーション (開示プロジェクト) 	<ul style="list-style-type: none"> ト別報告 IPSAS第20号「関連当事者についての開示」 IPSAS第22号「一般政府セクターに関する財務情報の開示」 IPSAS第24号「財務諸表における予算情報の表示」 IPSAS第40号「公的部門の結合」 推奨実務ガイドライン (RPG) の更新
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<注>

- IPSASB STRATEGY AND WORK PLAN 2019-2023
- 広義の公共財政管理 (PFM) とは、「公的サービスのアウトカムの効率的かつ効果的な提供を可能にし、かつその提供に影響を及ぼす、公的部門の主体にとって対外的かつ内部的側面の両方で、財政資源が計画され、指図され、コントロールされる制度」を指す。
- IPSASBは、「採用」(会計処理のフレームワークを採用する政治的・法的な決定)と「適用」(そのフレームワークへの移行作業)とを区別している。採用決定及び適用プロセスの最終的な成果は、発生主義に基づく一般目的財務報告書等の報告書の作成であり、当該報告書により、アカウントビリティ目的及び意思決定目的のため、発生主義に基づく財務情報が利用者に提供される。
- 持続可能な開発とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」を指す。

5 将来のプロジェクト候補

3(1)で述べたように、戦略CPは現時点で主要な財務報告プロジェクトを追加することは提案していないが、将来的に実施する可能性のあるプロジェクト候補として、下表内のプロジェクトを付録Aで提示し、関係者の意見を求めている。

主要な財務報告プロジェクトの候補	メンテナンス・プロジェクトの候補
<ul style="list-style-type: none"> 料金規制活動 (IFRS第14号「規制繰延勘定」及び将来的なIFRS会計基準) 	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS第2号「キャッシュ・フロー計算書」 IPSAS第18号「セグメン